

市税条例の一部を改正する条例の制定について

市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴うほか，所要の改正を行うため。

市税条例の一部を改正する条例（令和５年伊丹市条例第  
号）

市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第３４条の８第２項中「又は」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第３６条の２第２項中「規則第２７号の２様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第３６条の３の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項及び前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。

第３８条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第１項中

「によつて」を「により」に改め、「ほか」の右に「、」を加え、同条に次の１項を加える。

３ 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第４１条中「納付額は」の右に「、」を、「当該年度分の」の右に「個人の」を加え、「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第４４条第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「について」の右に「、」を加え、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に、「、給与所得」を「給与所得」に改め、同条第３項中「によつて」を「により」に改め、「において」の右に「、」を加え、同条第５項中「によつて」を「により」に改め、同条第６項中「によつて」を「により」に、「、当該年度」を「当該年度」に改める。

第４７条第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「納期において」及び「直ちに」の右に「、」を加え、同条第２項中「通知によつて」を「通知により」に改め、「について」、「ときは」及び「税額は」の右に「、」を加え、「第１７条の２の規定によつて」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４７条の２第１項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４７条の５において同じ。）」を加え、「によつ

て徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定の例によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の右に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 当該工事が完了した年月日
  - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項の規定（この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の8第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第36条の3の2第1項に規定す

る給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し，同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第26項の規定は，地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は，令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和5年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の3第4項の規定は，付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し，同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。